

<一般委託>

横須賀総合高等学校消防用設備点検業務委託仕様書

上記業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	消防法第17条3の3の規定に基づく消防用設備等の点検並びに保守を委託する。
2	履行期間	契約締結日から令和3年3月31日
3	施行場所	横須賀総合高等学校(横須賀市久里浜6-1-1)
4	業務内容	別紙仕様書参照
5	特記事項	なし
6	関係法規	消防法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)消防法第17条3の3に基づく消防設備士免状の交付を受けている者 (2)または総務大臣が認める資格を有する者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料は2回の分割支払いとし、前期及び後期の各業務について契約額の2分の1ずつを、各業務終了後受託者の請求により精算する。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市教育委員会 学校管理課 杉原 046-822-8476

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

横須賀総合高等学校消防用設備点検業務委託仕様書

1、業務名 横須賀総合高等学校消防用設備点検業務委託

2、施行場所

学校名：横須賀総合高等学校、所在地：横須賀市久里浜6-1-1、電話：833-4111

3、目的

消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検並びに保守を委託する。

4、対象設備

- (1) 自動火災報知設備（非常ベルを含む）
- (2) 防排煙設備（煙感知器連動シャッター、防火扉）
- (3) 屋内消火栓設備（非常電源専用受電設備を含む）
- (4) 非常警報設備（非常放送設備、スピーカー）
- (5) 避難設備（避難器具、誘導標識、誘導灯、非常照明）
- (6) 消火器
- (7) 不活性ガス消化設備
- (8) ガス漏れ警報設備
- (9) 非常電源設備（自家発電・直流電源装置）

5、業務内容

(1) 点検

前項の設備について定期点検を消防用設備等の点検の基準（消防庁告示）に基づき実施する。自家発電設備は、負荷運転（模擬負荷試験）についても実施すること。

(2) 点検結果の報告

点検の結果は全校の点検終了後、10日以内に所定の点検票に必要事項記入のうえ2部作成し、1部を教育委員会へ、1部を学校へ提出する。（提出書類の防火管理者及び立会者の印は、必ず捺印をもらうこと）

後期点検時に機器表等の参考資料に変更がある場合は、修正した参考資料を教育委員会へ提出する。

消防法第17条の3の3の規定により点検後に消防署へ報告書を提出する必要がある場合は、所定の様式で作成した報告書を各施設の管轄区域である消防署へ提出すること。（3年ごとに提出する。前回平成30年度に提出済み、次回令和3年度に提出。）

消防署提出時に返却された報告書の副本は学校へ送付し、副本の写しを教育委員会へ提出すること。また消防署へ報告書を提出した結果、点検報告改修計画（報告）書の提出が必要

となった場合は、各学校が作成した計画（報告）書を消防署へ提出すること。

(3) 点検の時期

前期（外観、機能、総合）点検を7月～9月、後期（外観、機能）点検を1月～3月に実施するものとする。

(4) 不良個所の修理

定期点検時に判明した平易な不良の修理（概ね部品単価 1,000 円以下の修理）を行う。

(5) 不良箇所の報告

(4)で修理した以外の要修理箇所については、不良箇所の位置を記載した図面（学校備え付けの図面を基に作成すること）および、不良の状態・原因について記載した報告書を作成し、教育委員会へ提出するものとする。図面及び報告書の作成においては、その位置や状態が客観的に判読できるよう、詳細に記載すること。

(6) 消火器について

- ① 外観点検はすべての消火器について実施すること。
- ② 機能点検は、製造年から3年（化学泡消火器及び酸アルカリ消火器にあつては1年）を経過したもの、または外観点検に異常が認められた場合に実施する。この場合において、3年を経過したものの機能点検においては、抜き取り方式により点検を行うことができる。抜き取りの割合は、学校に設置されている消火器の本数の2割の本数とする。
- ③ 放出試験は、学校で最も製造年が古いもののうち1本を実施すること。放出試験を実施した消火器については受託者引き取りとし、同型の新品（受託者が用意する）に交換すること。
- ④ 消火器の設置場所・階、メーカー、型、量、方式、製造年、型式番号、製造番号等を記載した一覧表を作成し、点検票とともに教育委員会と学校へ提出すること。

(7) 消火栓消防用ホースについて

- ① 消防用ホースについては、製造から10年を経過したものについては、新品（受託者が用意する）に交換すること。
- ② ホースの設置箇所、製造年、耐圧試験実施日、不良状態（穴あき・耐圧不良等）、ホースの製造年ごとの本数および耐圧試験を実施した本数・年月を記載した一覧表を提出すること。

6、その他

各保守点検作業については、消防法第17条の3の3に基づく消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有するものが保守点検すること。

機器表

消火器		
4型	6型	10型
39	2	105

屋内消火栓設備			
消火栓ポンプ	制御盤	消火栓	ホース新品交換
3	3	39	0

非常警報設備	
放送設備メーカー・型名	スピーカー
松下・WL-7550A(本校舎) TOA・FS-991(実習棟)	476

誘導灯設備							
避難口誘導灯C級	避難口誘導灯B級	避難口誘導灯40W	通路階段誘導灯C級	通路階段誘導灯B級	通路階段誘導灯40W	客席誘導灯6w	非常照明
	147			42		23	592

自動火災報知設備										
受信機	差動分布	差動式	定温式	煙感知器	光電アナログ	発信機	地区音響	表示灯	予備電源	消火栓起動連動装置
3	9	725	58	27	190	43	45	62	3	3

防火防排煙設備										避難器具設備		
連動盤	熱感知器	煙感知器(イオン)	煙感知器(光電式)	防火扉	シャッター	防火窓	電気錠	ダンパー	予備電源	緩降機	避難はしご	救助袋
2	4	453	27	57	120	3	1				8	1

非常電源			粉末消火	連結散水設備		不活性ガス消化設備		ガス漏れ警報		
キュービクル式自家発電設備	直流電源装置	専用受電	移動式粉末消火設備	送水口	散水ヘッド	消化剤N2	起動装置(手動・火災報知器連動)	検知器	検地区域警報装	ガス漏れ表示
1	1	1				34	1	7	7	7

自家発電設備	原動機	製造者名	三菱電機	発電機	製造者名	東洋電機製造	キュービクル式
		型式等	S-6B3-TTA		型式等	MT-400CG	

蓄電池設備	蓄電池	製造者名	古河電池	充電装置	製造者名	東京電機	キュービクル式
		型式等	MSE-150		型式等	TH-16	

※後期点検後、この表の内容に変更がある場合には、修正した機器表を点検票とともに提出すること。